

総務委員会会議録

平成23年7月5日(火)

(開会) 10:00

(閉会) 11:34

案 件

1. 議案第51号 平成23年度飯塚市一般会計補正予算(第2号)
2. 議案第52号 飯塚市税条例の一部を改正する条例
3. 議案第56号 財産の取得(消防ポンプ自動車)
4. 議案第61号 平成23年度飯塚市一般会計補正予算(第3号)
5. 議案第62号 飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例

【 報告事項 】

1. 平成24年度コミュニティバス運行計画について (総合政策課)
2. 飯塚市中心市街地活性化の取り組みについて (中心市街地活性化推進課)
3. 固定資産評価審査決定取消請求事件について (総務課)
4. 平成23年度職員採用試験について (人事課)
5. 入札制度について (契約課)
6. 仕組債の運用状況について (財政課)

委員長

ただいまから総務委員会を開会いたします。「議案第51号 平成23年度飯塚市一般会計補正予算(第2号)」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

財政課長

「議案第51号 平成23年度飯塚市一般会計補正予算(第2号)」につきましては、配布いたしております補正予算資料により補足説明させていただきます。今回、予算資料が3冊ありまして、5月31日専決とか、右肩に追加提案と書かれていない資料でございます。それでは、1ページをお願いいたします。今回の補正予算につきましては、表の下のほうに記載しておりますように、補助事業に伴う事務事業費の変更および今後の所要額を見込んで補正するものでございます。補正額につきましては、表に記載いたしておりますように、一般会計で8077万6千円を計上いたしております。

次の2ページに、補正予算の概要を費目毎にまとめまして、予算書のページを記載いたしております。その中の主なものについて歳入からご説明いたします。歳入の県支出金、諸収入および市債につきましては、歳出予算で計上しております対象実施事業に係る財源として計上いたしております。繰入金につきましては、今回の補正予算の財源不足分の調整として、財政調整基金の繰入額を5019万6千円追加するものでございます。

次に、歳出ですが、総務費の地域振興費では、地域活性化センター助成金、これは助成率10/10で上限が200万円となっておりますが、この助成金の採択を受けまして、事業費を追加いたしております。旧4町地区のまちづくり支援事業を推進しようとするもので、支援事業委託料ほか170万5千円を計上いたしております。民生費の高齢者福祉費では、補助率10/10の県の補助事業を活用した「地域支え合い体制づくり事業費」を計上し、自治会別福祉マップの作成等を行うものであります。商工費の商工業振興費では、地域活性化商品券発行事業といたしまして、10%のプレミアム付商品券発行額のプレミアム部分から3%の県補

助を差し引いた額を事業実施者へ補助しようとするものでございます。一番下の段になりますが、土木費の都市計画総務費では、中心市街地活性化基本計画策定事業費を追加しておりますが、これは基本計画策定に向け、関係者の合意形成を図り、事業の確実性を高めるため基礎的調査等を実施しようとするもので、その財源の一部として歳入で計上いたしております合併特例債を活用いたしております。

以上で、補足説明を終わります。

委員長

説明が終了しましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

暫時休憩します。

休憩 10:04

再開 10:05

委員会を再開します。

明石委員

まず、中心市街地の活性化についての質問をいたします。予算をあげておられますけど、認定を受けた後も計画変更は可能なのかどうかお伺いいたします。

中心市街地活性化推進課長

今回の中心市街地活性化基本計画につきましては、どういった活性化事業をやるか、そして目標をどういうふうに設定するかということを中心にうたいまして、認定を受けるといふ段取りになってまいります。実はこの素案の中では、目標の設定を歩行者通行量の増と居住人口の増という2つの具体的な目標を掲げまして、設定をすることにいたしております。それぞれの活性化事業におきまして、その積み上げをやりまして目標の設定をするという状況になってまいります。このような中で、認定後に変更ができるかということにつきましては、大きな変更ということはまずできないというふうに認識をしていただきたいと思います。今後まだ、さらに活性化するためにこういった事業やるというようなことでの追加の計画変更ということは十分可能でございます。

明石委員

内容的には主な活性化の目玉になるのは西鉄バスとかそういうのが書いてありますが、そのところをちょっともう1回説明いただけますか。

中心市街地活性化推進課長

今回の計画をつくる上で3つの大きな事業を核事業として位置づけをしております。3つの事業といいますのは、西鉄の飯塚バスセンターの整備、2つ目が大丸百貨店リノベーション事業、3つ目に飯塚本町の火災跡地及びその周辺というふうにしております。全体では現在、素案では12のハード事業と30のソフト事業ということで構成をしておるわけでございます。

まず、簡単に説明をさせていただきますと、西鉄バスセンターにつきましては、現在西日本鉄道と内容につきましては協議をしておるという状況でございます。私どもがいろいろの打ち合わせをする中で、勝手に試算した数字でございますけども、約30億円程度の事業費がかかってくるものというふうに考えております。

続きまして、大丸百貨店リノベーション事業につきましては、民間の方でこの大丸をなんとか活性化に結びつけるような形ができないかということで計画をしていただいております。今後、まちづくり会社を組織いたしました後に、本当にできるかどうかという耐震診断まで行いまして、事業実施に向けて検討していくということになっております。この事業が約3億円程度かかるのではなからうかというふうに試算いたしております。

3つ目の飯塚本町の火災跡地及びその周辺でございます。この分につきましては、道路等の公共施設を整備いたしまして、民間事業者による分譲マンションだとか商業者による商業施設の整備、そういったものをお願いしたいということを考えております。いま言いました、土

地区画整理事業、道路を入れたり、そういう区画整理をするという事業、市が施行主体になりましてやりたいということで今回予算もお願いしているわけですが、これが約26億円程度かかるというふうに見込んでおります。マンション整備事業につきましては、これは民間がやる事業でございますけども、約21億円程度費用としてかかるだろうというふうを考えております。また、この区画内に子育てプラザを整備したいというふうを考えておりまして、この整備事業に約3億円程度かかるというふうに見込んでおります。また、この他の事業といたしまして新飯塚潤野線の新設事業、これにつきましては昭和通りの千鳥饅頭から遠賀川にかけております東町橋までの区間の整備事業、新設でございます、これが約26億円程度見込まれております。その他ソフト事業もいろいろございます。ソフト事業商業活性化のための事業、それに今度は循環バスの運行事業だとか定住促進事業、そういったものを全部含めまして約4億円程度というような試算をいたしております。その結果、事業費ということにつきましては約120億円ということで報告をさせていただいております。その内訳でございますが、市が約25億5千万円、国が約43億円、県が24億8千万円、民間事業者の負担が26億7千万円というような内訳で事業をいま組み立てをしておるところでございます。

明石委員

いま総トータルで120億円というお金をつぎ込むということなんですけど、飯塚市内の活性化はもちろん必要だと思っております。ただし、この金額をはたして出して、本当に活性化がなるのかなという、これは私個人の思いですけど、非常に厳しいんじゃないかと思っております。もう1つ、飯塚市中心市街地活性化協議会の役員の資料がありますね、こういうものはもう既に個人的な名前が入ってないから、まだこれはできてないってことですね。

中心市街地活性化推進課長

この活性化協議会につきましては、設置者が飯塚商工会議所並びに飯塚都市開発株式会社ということで2社で設置していただくことになっておりまして、後ほど報告いたしますけども7月26日に発会式という段取りになっております。いま各団体につきましては、中心市街地の活性化に関する法律によりまして、この構成につきましては設置者のほか、行政だとかこの活性化事業を行う方、それに関連する方、それと地元の方、協議会が必要と認める方というふうな内容になっておりまして、各団体に対しまして設置者のほうから委員への就任の依頼をされておるところでございます。現在、まだ名前が出そろったというところまではいっていない状況でございます。

明石委員

大体話はわかりましたけど、もう1つ中心市街地の新飯塚や菰田地区にはどのように投資されるのか説明できますか。

中心市街地活性化推進課長

新飯塚地区につきましては、新飯塚商店街連合会のほうでアーケードを撤去したいということになっておりまして、これにつきましては経済産業省の補助金を使いまして撤去なさる、そのあとに市のほうで、商店街の道路、408メートルございますが、これの歩行者空間整備をやるということで、歩道の整備をやっていこうということを考えております。菰田地区につきましては、具体的なハード事業は上がっておりませんが、地元の方と近畿大学九州短期大学のほうでいろいろ連携して事業をやりたいというなことで、いまNPO化とかいうふうな協議をなさっておりまして、主にソフト事業を5つほど挙げられておるところでございます。具体的なものといえば、駅前でのコミュニティサロン設置運営事業だとか、まち歩きのマップ作成とかそういったことをなさっておる状況でございます。

明石委員

あと、私が見るところによると西町とか徳前とかジャスコとかあります、これとの関係というのがもうひとつ見えてこないんです。飯塚市街地というけど、ご承知のとおり飯塚市街地の

中だけの形になっていますよね。ジャスコあたり通りの活性化ができていると思うんですけど、これとの協同というのはどういうふうに道をつけるとか、そういうのはあるんですか。

中心市街地活性化推進課長

まず、今回の基本計画におけます区域の設定につきまして、どういうふな設定をしたかと申し上げますと、中心市街地の活性化に関する法律によりまして措置を受けられる区域ということにつきましては、相当数の小売商業者が集積をして、また都市機能が相当程度集積して市を中心地としての役割を果たしている市街地であることと。土地利用法だとか商業活動の状況等から見て、機能的な都市活動の確保だとか、経済活力の維持に支障を生じる、または生じる恐れがあると認められるような市街地であること。また3つ目に当該市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進することが、市およびその周辺の地域の発展にとって有効かつ適切であるというふうに認められることという要件がございまして、今回、新飯塚駅、飯塚駅、西鉄バスセンターを囲んだ中心市街地区域の138.2ヘクタールというふうな区域の設定をさせていただいております。それだけではなくて、やはり周りとの連携と申しますか、相乗効果を発揮するようなことが必要であろうということを考えておまして、いま言われましたジャスコの関係でいけば、循環バスを回しまして、相乗効果を発揮するような形での取り組みができないかというようなことで、素案の中には掲げさせていただいているような状況でございます。

明石委員

おっしゃっていることはよくわかるんです。ちゃんとした条件がなければ、こういうことはできないと。ただいま申しましたように、やっぱり広い範囲で最終的に見ていかなければ、なかなか活性化はできないのではないかと感じておりますので、今みたいな質問をしましたが、後ですね、中活の計画と庁舎建設が重なれば、市の負担が100億円になるかもしれないと思っているんですけど、庁舎をどうするのかという方向性を一体として考えるべきではないかと思っているんですけど、ここんとはどういうふうにお考えですか。

企画調整部長

中心市街地の中で、庁舎につきましても一体となって検討すべきではないかというご質問でございます。当然、中心市街地、いま現在建っている本庁舎につきましては、一部はその範囲に入っております。ただし今年度、これは一般質問の中でも担当部長のほうで答弁したかと思いますが、今後この庁舎の建て替えをするのか、また改修をするのか、またそのままするのか、というものにつきましては、今年度のできるだけ早い時期に決定することになっておりますので、それにつきましてはいま関係部署と検討をしているところでございます。

明石委員

先ほど言いましたけど、金額的な相当な金額を支出するという、補助金はあるんでしょうけど、これに対しての将来の財政状況の不安は全くないですか。

財務部長

財政状況のことでございますが、議員もご存じと思いますが、現在、行政改革の実施計画の第1次改定版にいま取り組んでおります。合併算定替えも近々参ってまいりますので、その分については、そこをにらんだ中で財政運用をしていかなければなりませんけど、いま申します中心市街地活性化の事業につきましても、庁舎についても、どうするか今から検討しますけれども、これについての財政的な支援については合併特例債を活用したほうが有利であろうということで、今後の全体の事業費等々を把握したなかで、将来的な財政運営をどうしたらいいかと。その辺を含めた中で計画はしていかなければならないと思っておりますけど、事業費がまだ確定していない中でどうなるかということについては、なかなか今どうこうということは申し上げにくい状態でございます。

明石委員

町のことを申し上げて申しわけないんですけど、ある程度施策をしながら、例えば庁舎を建てましたけど合併後は使っていないとか、非常にそのなんというんですか、部長とか課長さんはある程度経てば、市長もそうでしょうけど何期かされるとお辞めになる。そうすると残ったものが非常に困るという状態が町の場合はあったわけです、合併のあと。こういうものに対して、やはりちゃんとした責任を持ってやっていただくということが第一じゃないかなと思うんです。もちろん飯塚市の市街地の活性化は必要だと思いますけど、もう1つ言わせていただければ、中心街ばかりが良くなるんじゃないかという声が、恐らくこういうものを出すと旧町です、4町からかなりの批判が出ると私は考えております。それをやっぱり議員である私たちが説明しなければいけないし、また行政ももちろん説明していただく責任はあると思いますけど、できるだけきちとした話ができるように今後ぜひお願いするとともに、旧4町でも何か活性化するような動きをぜひしてほしいなと各部署にお願いして質問を終わります。

委員長

ほかに質疑ありませんか。

永末委員

地域振興費のところでお伺いします。旧4町地区まちづくり支援事業費がありますけども、市民とのワークショップやイベントを通じて人材や地域資源等を発掘しながら、旧4町地区のまちづくりを推進するものとありますけれども、具体的にどういったことを行われるのかということをお聞かせ願えますか。

総合政策課長

旧4町地区のまちづくりの支援事業費でございますが、いま総合政策課におきまして、旧4町のまちづくりについては手がけておるところでございます。まずは過疎地域に指定されております筑穂地区のほうから取り組みを現在開始しております。考え方といたしましては、単なるハード事業ではなく、まちづくりという難しい課題と向き合いながら、その地域に合ったまちづくりとは何かということをも市民の方と職員により構成されましたワークショップにより検討をしております。しかし、まちづくりを効果的に進めるためにはワークショップのメンバーだけでは知識や経験に乏しいということもございますので、それを補完するために各地域においてまちづくりを行っている団体に委託いたしまして、まちづくりの技術指導、あるいは工法技術のサポート等を仰ぐための経費といたしまして、今回補正予算を計上させていただいております。

永末委員

ワークショップというのはどういった取り組みなんでしょうか。

総合政策課長

ワークショップのメンバーは、旧筑穂のほうでございますが、筑穂の住民の方の代表者3名とそれと旧筑穂町出身の職員3名、それと事務局として総合政策課が入りまして、その中で検討等を行っているところでございます。

永末委員

検討というのは、どのような検討になりますでしょうか。だから、ワークショップというのは今のご回答ですと、そういう話し合いの場を持つということでもいいですかね、理解としては。

総合政策課長

ワークショップの中では、今でいいますと筑穂地区の地域の資源とはどういうものがあるのかという拾い出し、あるいはそれを活用して今後どういうコミュニティビジネス等が行えるのかといったようなまちづくりの事業計画なりを練っているところでございます。

永末委員

実際そういった活動を通して、具体的なまちづくりというのはいつぐらいまでできるというふうにお考えでしょうか。

総合政策課長

今年度につきましては、筑穂地区の分でございますが、筑穂地区の分については今年度中にその方向性、事業計画なりを策定したいというふうに考えております。

永末委員

今のワークショップ等、そういった話し合いの場というのはソフト事業に位置づけられると思うんですけども、それを元にしたハード事業っていうもののお考えはないでしょうか。

総合政策課長

今のソフト事業の計画は、これを作成した中でその後こういうハードが必要ではないかというようにも出てくるかもしれませんが、そのときにまた改めて検討したいと、計画に乗せられれば乗せていきたいというふうに思っております。

永末委員

私の予算書を見た感想なんですけど、中心市街地活性化のほうというのは、どちらかというと旧市に対する予算で、こちらの旧4町地区まちづくり支援事業というのが旧町に対する予算かなというふうな感じでとらえておるんですけども、中心市街地活性化基本計画に関しましてはかなりの予算を組まれています。実際ハード事業というのも具体的に組みが見えるんですけども、それに対するバランスとしてやはりこちらの旧4町地区に対するハード事業というのももうちょっとですね、取り組みのほうを活性化させていただきたいというふうに要望させていただきます。よろしくお願いいたします。

続けてですけど、商工業振興費に関しましてです。プレミアム券の発行ですね、こちらの分は昨年から行われているというふうに理解しておるんですけども、こちらの分の経済効果というのはどのように算出されておられるのでしょうか。

商工観光課長

この地域活性化商品券、いわゆるプレミアム商品券でございますが、実施につきましては平成21年度から実施しております、今回が3回目ということになります。経済効果につきましては、福岡県が作成しました福岡県地域間産業関連表による経済波及効果の分析ということで計算しますと、今回、本市が予定しております商品券の発行額が2億円プラス、プレミアム商品券分が2千万円、合わせて2億2千万円の商品券の総額になりますが、これに伴う経済波及効果といたしましては、先ほどの関連表による算出で4億700万円というふうになっております。

永末委員

今のその状況を聞きますと、かなりの経済効果があるというふうに認識できます。ぜひ取り組みを続けていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

委員長

ほかに質疑はありませんか。

田中博文委員

中活の件で質問させていただきます。前回、6月3日の総務委員会の資料の中に、飯塚市中心市街地活性化基本計画のスケジュール案というのが出とりましたけど、来年1月上旬に内閣総理大臣への基本計画を申請と、それに向けていま努力をされていると思いますけれども、この基本計画は国が補助してやりますよということを決めたときと、今回はもう、ご存知のとおり国も震災等を受けて状況が変わっております。まずそこんところで、この24年から29年までの5年間でやるという、この国の補助に対しての裏づけというのは確実にとれるものなのかを確認させていただきます。

中心市街地活性化推進課長

確かに今後の見通しということにつきましては、不透明な部分があるということは考えております。ただし国の補助をいただく事業につきましては、事前にきちっと国のほうと協議を行

いまして、確実にやれるというふうな協議が整ったものでなければ、内閣府のほうも認めてくれないという状況がございます。また実施する前年度には、きちっと要望を出しまして予算を確保していただいた中で進めていくということになっておりますので、内閣府のほうからもうそういう担当の所管官庁のほうと打ち合わせをやるようにというような指導いただいているところでございます。

田中委員

きちっと話ができただ中で進めていくと、財源的には大丈夫なのかという心配をしているんですが、重ねて再度聞きますけど、大丈夫でしょうか。

中心市街地活性化推進課長

国の予算の動向があるのは間違いございませんけれども、ただいま答弁いたしましたように、事前にきちっと打ち合わせをさせていただいた中で、そういう予算を確保していただくという形の中で進ませていただきたいというふうに思っております。

田中委員

それとすいません。後で報告事項の中で取り組みについて報告があるので、そことだぶるかも知れませんが、一応こういう基本構想なりを持って、民間、国、県、市というふうに大まかな金額を出されていますけど、この計画の中で民間の約26億円ですか、この民間の中には西鉄さんがあったり、他はどんなところが入ってくるか分かりませんが、この人たちも協議会なりに入っておられると思いますけど、この方たちが途中で離脱なりがあった場合はこの計画自体としては成り立つものなんでしょうか。

中心市街地活性化推進課長

今回の基本計画につきましては、やはり核となる事業があって、それと相乗効果を発揮するようなソフト事業、他のハード事業、そういったものを絡ませながら活性化に結びつけていくという計画になっております。活性化するその核事業がなければ、ソフト事業だけではこの基本計画というのは認定されないという状況にはなっております。ですからいま民間のほうといういろいろ協議させていただきながら、確実な実施ができるように取り組んでおるという状況でございまして、また今後1月まで申請に向けまして、できるだけ早く具体的な内容をお示しできるような形で努力していきたいというふうに思っております。

田中委員

市がある程度計画したものを民間さんをお願いをするというスタンスなんでしょうか。これだけのものを民間でやってくださいよというふうに市がお願いされるんですか。そのところはどうか。

中心市街地活性化推進課長

今回の中活につきましては、やはり民間の投資を誘導するために市が投資をするという状況もございまして、ケース・バイ・ケースという状況もございまして、いま言いました西鉄さんにしましてもやはり空洞化の最大の原因の1つであるというふうな位置づけから、西鉄さんのほうにも市のほうをお願いした経過も当然ございまして、また火災跡地につきましては、やはり地元住民の皆さんがこの地域を活性化したいということで、自分達も協力しながら一緒にやっていきたいので、一緒にやっていただけないかという話も来ておりますし、ダイマルの跡地の件につきましても、やはり活性化をしていかないといけないという民間事業者のお声もございまして、市のほうもそれなら一緒にやりましょうと、市も支援できるところはやりましょうという形で取り組んでおるような状況でございまして、ケース・バイ・ケースという状況でございまして。

田中委員

そのケース・バイ・ケースというのが具体的によく見えてこないというので危惧をしております。ましては西鉄さんなんかは今回だけの話じゃなくて、以前からずっとその話が出てある

んじゃないかと思います。あのバスセンターはあのままでいいのかと。でも西鉄さんは片島にマンションを建てられたから、とてもそういうお金がないという返事をいただきましたという形で、いまの現状のままになっているということでしょう。ただそれを今回新たに入れられてですよ、市がこういう計画しますんでやりましょうという確率的なものが、どこにその裏付けがあるのかなという心配もいたします。あくまでも市がやることではなくて、民間さんのどうなのかという、相手がおられての計画ですので現実性とか達成を考えれば非常にそのところは難しいし、またこれをやるにしても今から決めなくちゃいけないとか、現状自体がよくわからない。ここまでやれば大体うまく進んでいくのでしょうか、その裏付けが何も見えてこないもので、果たして言われるような基本計画なりの本当に活性化したまちづくりができるのかなと、結構なお金をつぎ込まれますので、それに対して市民の方にも周知しなくちゃいけないし、4町の方も旧飯塚市の方も含めて、やっぱりそういったものやっってくださいよというものがないと、なかなか市のほうも推し進めていく原動力にならないと思いますけど、なかなかそういったところの情報や説明、やっといま僕らがこの場で総務委員会の委員として聞けたというんで、それでまだ具体的にどうなのかってのは不安でございます。火事の跡地にしても地権者の方、やはり危惧するように面積の割には地権者その他が多いと、そのところは十分クリアできますかという指導もあっているんじゃないかと思いますが、そのところの現況はどうなのか。一般質問のときもちょっと出ていましたけれども、改めてそのところお尋ねいたします。

中心市街地活性化推進課長

まず西鉄がセンターでございます。今回の素案の中には整備事業ということで、非常に表現として分かりにくいというのは、そのとおりだろうというふうに思っております。まだ具体的にどういうところが中に入ってどういうふうな事業ができるかというのが、ある程度見通しがついた時点で西鉄さんとしてもはっきりさせたいというようなお気持ちもございまして、今このような現状になっておる状況でございます。西鉄さんとしましても、やはり今一生懸命取り組んでいただいております、どういうふうなところに入っていたらこうかというような営業活動を一生懸命なさっておる状況でございます。私どものほうも早くこういう内容で取り組んでおりますという具体的なものをですね、少しでも早くお示しできるようにしたいということで考えておりますので、お示しできる状況ができればすぐにでも報告をさせていただきたいというふうに思っております。

火災跡地の件につきましては地権者、土地、建物を持ってある方が73名おられて、数名の方とまだ連絡が取れてないという、一般質問の答弁をいたしました。その後、地権者の方がお亡くなりになって法定相続人と連絡がとれてなかった方につきましては、いま連絡がとれた状況になってまいりました。あと共有名義人の方で2人というお話をしてまいりました。この方につきましては共有名義人の方のお1人はもう既に連絡が付いていまして、こうしたいというお気持ちも協力するという気持ちも聞いております。あとそのご兄弟の方ですけれども、所在地は当然分かっておりますし、文章等も置いた中で、連絡を取ろうとしておりますけど、現在連絡は取れておりません。早急に連絡を取りまして、協力いただけるように取り組んでいきたいというふうに考えております。そういったものも含めまして、明らかにできる情報につきましては、どんどんご報告をしていきたいと思っておりますので、ご了承お願いいたします。

田中委員

1月の申請に向けて今から詰めていかれそうですけど、いま言われたように分かり次第、決まり次第ご報告という形で言われていますけれども、1月の申請をするためには大まかに決定されたものというのは、いつ頃出される予定なんでしょうか。

中心市街地活性化推進課長

1月申請でございますので、12月にはやはりきちとした提出するような計画をですね、

報告するような形になるようにしていきたいということを考えております。スケジュールでございますけれども、またいろいろ関係者の方と協議を今から詰めてまいります、まず内閣府のほうから認めていただけるように、内閣府のほうにも事前相談に来月あたり伺いまして、ご指導を受けていきたい。また10月には市民の皆様方への周知を含めまして、コンパクトシティに関するシンポジウムの開催をやっていきたい。そのような形で関係者の方と協議を詰めながら、より具体的な計画になりますように努力をいたしまして、12月には基本計画を皆様方のほうに提出できるようにやっていきたいと考えております。

田中委員

1月に向けて11月の段階で大まかにだいたい決定して、それで最後の微調整をやって申請すると、仮に1月に申請がおりなかったになかったら、もともとから無くなるということですかね。仮にですよ。もし申請がおりなくても、飯塚市のために申請がなくても別の方法でもやはり中活としてやっていきますよと、そういう考えはあるんでしょうか。

中心市街地活性化推進課長

今回、国のほうもこの中心市街地活性化基本計画を認定いたしますと、数々の支援策を用意していただいております。現実的に中活の認定を受けなければできない事業がかなりございまして、この認定が前提でないと中活はできないというふうに考えております。それで今回の基本計画につきましては、5年間で活性化をやっていこうという計画にいたしております。この中でどういう事業が具体的に本当にできるのか、財源としてどういうふうな財源でやれるのか、スケジュールはどうか、そういったものをきちっと内閣府のほうで審査されまして、この計画どおりやれるのかどうかという形になってまいります。現実的に財源の中で合併特例債を活用させていただくとかそういうこともございますので、やはり平成24年度からの5年間の計画として進ましていただきたいというふうに考えております。

田中委員

そこで市のほうがやる分についてはある程度責任持って進められますが、民間の方がいまから協議してく中で、そこまでだったらちょっとだめだというのが11月の時点でわかった場合には、これは申請できる要件を満たすんでしょうか、満たさないんでしょうか。

中心市街地活性化推進課長

いま言いましたように、審査の段階ではこれが確実にできるだろうという見込みがないと、国としても認めていただけませんので、活性化の基本計画にその事業を盛り込むことはできません。そのように考えております。

田中委員

もう既に7月になって、11月までもう期間はわずかしかありません。あと民間の方が分譲マンションなりという話がされています。西鉄さんもそうですが、そういったところが本当にやりますよというのが全然見えてこないし、このご時世でどうなのかなという心配もしております。だからそういった情報なんかは今から協議会が立ち上がって、進められていくと思えますけれども、そういった報告なりは当然委員会もそうですけれども、地元並びに旧1市4町に周知、また広報的にはどういうやり方でお知らせしますという方法を考えられているのか、教えてください。

中心市街地活性化推進課長

今後、協議いたしますと当然市報等でのお知らせ、ホームページによるお知らせ、また自治会連合会理事会でのご報告とか、そういったあらゆる機会を活用いたしまして周知に努めていきたいということは考えております。

田中委員

あの市報といってもあと何回ですか。11月でほぼ決定的なことにもっといこうとしても、もうわずかしかありませんし、自治会長会もいつやられるか分かりませんが、それで十

分に伝えられるんですかね。何かそのところが、いつも言われますけども周知徹底しますと言うけど結果的に出しただけと、仮に出して、ご意見等が出てきた場合には、どういう形で対応されるんですか。

中心市街地活性化推進課長

今後また法定協議会も立ち上げになりまして、そこでのご意見もいただくような形になっております。当然また市民の方からご意見が出てくれば、こういうふうな意見が出てきたというようなご報告はやはりしていかないといけないと思っていますし、また、先ほどちょっと言い忘れましたけども、10月にもシンポジウムを開催した中で市民の皆様方に周知徹底を図っていくために、ご参加をいただくようお願いをしていきたいということも考えておる状況でございます。

委員長

ほかに質疑はありませんか。

暫時休憩します。

休憩 10:45

再開 10:50

委員会を再開いたします。

質疑はありませんか。

(なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第51号 平成23年度飯塚市一般会計補正予算(第2号)」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第52号 飯塚市税条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

課税課長。

「議案第52号 飯塚市市税条例の一部を改正する条例」につきまして補足説明をさせていただきます。議案書の1ページをお願いします。本議案につきましては、平成23年4月27日に地方税法の一部を改正する法律が、5月2日に地方自治法の一部を改正する法律が公布されたことに伴いまして、飯塚市市税条例の一部を改正するものでございます。議案書1ページから4ページに条文を、そして5ページから7ページに新旧対照表を掲げております。各条文につきましては、説明を省略させていただきます。改正の主な点につきまして説明させていただきます。

今回の改正は、東日本大震災の被災者の負担の軽減を図るため、市民税及び固定資産税について特別措置を講ずることとしたものでございます。はじめに、市民税に関する改正でございますが、3月11日に発生した東日本大震災の損失額を本来ならば23年分の申告で行うべきところを平成22年分の総所得額から雑損控除として控除できることとされております。これは附則の22条で規定されております。また、住宅借入金等特別税額控除の適用を受けていた住宅が、震災により居住の用に供することができなくなった場合においても、控除対象期間の残りの期間においても引き続き税額控除を適用できることとされております。これは附則の23条でございます。

次に、固定資産税に関する改正でございますが、東日本大震災による被災住宅用地及びその仮換地等について、被災後10年間分は「住宅用地」とみなす特例措置の申告に関するものでございます。これは附則の第24条に規定してあります。現在のところ、本市におきましては、

今回の改正により特例の適用を受ける納税義務者はおられません。

以上、簡単ではございますが、議案第52号の補足説明とさせていただきます。

委員長

説明が終了しましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第52号 飯塚市税条例の一部を改正する条例」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第56号 財産の取得(消防ポンプ自動車)」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

総務課長

議案第56号 財産の取得について補足説明をいたします。議案書の15ページをお願いいたします。本件は、地方自治法第96条第1項第8号及び飯塚市議会の議決に付すべき財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき提出するもので、内容としましては、消防団飯塚方面隊第4分団菰田分隊、及び穂波方面隊第5分団に消防ポンプ車各1台、計2台を買い替え配備するもので、取得価格は記載のとおり2282万7千円、契約相手方は株式会社モリタでございます。

以上、簡単でございますけれども、補足説明を終わります。

委員長

説明が終了しましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第56号 財産の取得(消防ポンプ自動車)」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第61号 平成23年度 飯塚市一般会計補正予算(第3号)」、および「議案第62号 飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例」、以上2件を一括議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

総務課長。

関連がございますので、議案番号が前後いたしますけれども、先に条例案のほうからご説明させていただきます。配布をしております第3回市議会定例会追加議案の議案書並びに追加議案の議案概要をお願いいたします。「議案第62号 飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例」についてご説明いたします。本件につきましては、本庁舎の方針につきましては、「公共施設等のあり方に関する第一次実施計画」におきまして、「市民の意見を聴きながら、平成23年度を目途に建替工事等の実施の有無を決定する。」といたしております。このことから、庁舎の方向性及び計画策定等に関して調査審議機関として「飯塚市庁舎問題検討委員会」を設置するため、飯塚市附属機関の設置に関する条例による附属機関を追加しようとするものです。以上簡単ですが説明を終わります。

財政課長。

続きまして、「議案第61号 平成23年度飯塚市一般会計補正予算(第3号)」につつま

して、配布いたしております補正予算資料、これは右肩に追加提案分と記載されている資料でございますが、そちらのほうで補足説明させていただきます。1ページをお願いいたします。今回の補正予算につきましては、先に説明いたしました条例議案の予算上の措置を講ずるため、表の下に記載しておりますように、庁舎問題検討委員会の設置に係る関連経費を補正するもので、一般会計で161万6千円を計上いたしております。2ページに補正予算の概要について記載しておりますが、歳出で、総務費の財産管理費に、庁舎問題検討委員会の設置に係る委員報酬ほか関連経費を計上いたしまして、これに伴う財源として、歳入で財政調整基金繰入金を追加するものでございます。以上で補足説明を終わります。

委員長

説明が終了しましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

明石委員

飯塚市庁舎問題検討委員会のメンバーは、どういうふうになっているか、もう決定しているんですか。

総務課長

まだ、決定はいたしておりませんが、構成は学識経験者、市民団体、公募委員から構成します委員会を立ち上げる予定としたいとしております。まだ委員は決定しておりません。

明石委員

総勢何名になるんですか。

総務課長

いま予定しておりますところは23名以内という予定をいたしております。

明石委員

決まればできるだけ早く報告をお願いいたします。

委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第61号 平成23年度飯塚市一般会計補正予算(第3号)」、および「議案第62号 飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例」、以上2件については、いずれも原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案2件はいずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

暫時休憩します。

休 憩 11:01

再 開 11:01

委員会を再開いたします。

おはかりいたします。案件に記載のとおり、執行部から、6件について報告したい旨の申し出がっております。報告を受けることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、報告を受けることに決定いたしました。「平成24年度コミュニティバス運行計画について」、報告を求めます。

総合政策課長

平成24年度コミュニティバス運行計画につきまして、6月15日にコミュニティバスの運

営主体であります「飯塚市地域公共交通協議会」を開催いたしましたので、その内容について、ご報告いたします。お手元に配付させていただいております、資料の1ページをご参照ください。本市のコミュニティバスの運行につきましては、今年度が実証運行の最終年度で、現在全13路線、1日68便の運行を行っているところでございます。コミュニティバスを利用されている方につきましては、バス利用者のアンケート調査で、「利用者の約8割が女性」、「60歳以上の利用者が約8割」となっております。利用目的としては「通院」が34%、「買い物」が24%となっており、この2つで全体の約6割となっております。利用頻度につきましては、週1回以上利用されている方が約8割となっております。

次に、資料の中段以下に、路線毎の利用状況、及び運行便毎の利用状況を記載しております。これらの状況をみますと、路線毎や利用便、つまり運行地区や利用時間において、利用格差が生じている状況が確認できます。

次に、資料2ページにおきましては、バス停単位での詳細な利用状況を示しております。バス停毎の1日当たりの乗降者数により色分けして表示しております。表示につきましては、赤色字のバス停が1日当たりの乗降者数が0.2人未満と、利用者の少ないバス停を表しております。黒色字のバス停はそれ以上に利用されているバス停を、青色字のバス停は今年度新設したバス停を表しています。黒色字の、利用されているバス停の分布をみますと、中心部だけではなく、郊外部にも分布しているといった状況、また、赤色字の利用の少ないバス停が、市の中心や各地域拠点の周辺にも点在している状況が確認できます。これらの分布を鑑みますと、利用されているバス停と利用されていないバス停が、市全域に広く、混在している状況が確認できます。

以上のような、これまでの実証運行の結果や、ダイヤの変更、ルートの新設、バス停の新設等といった、市民からのご意見・ご要望等を踏まえまして、運行計画について検討をいたしました。その結果、24年度以降のバス運行につきましては、原則、地区公民館単位の地区などといった区内を移動するデマンド交通と、その地区の主要施設間のみを運行する幹線バスの併用方式について検討を進めるということで、協議会のご承認をいただいたところでございます。デマンド交通につきましては、資料の3ページをご参照ください。資料の左上にイラストを掲載しておりますが、利用希望者が予約締め切り前に、事前に予約センターに電話にて乗車予約を行い、予約センターで調整を行い、複数の予約者が同じ車両に乗り合わせて、目的地まで移動するというものでございます。現在のバスの乗り合いということと、タクシーの電話予約での乗車という両方の特徴を有した交通形態でありまして、乗り合いのタクシーといったようなイメージでございます。

現在のコミュニティバスとの違いにつきまして、比較表を掲載しております。3段目「利用するまでの流れ」に記載しておりますが、デマンド交通を利用するためには、事前に1度だけ会員登録をしていただき、乗車を希望される際には電話にて予約をしていただくこととなります。4段目の、バスの「運行ルート」につきましては、デマンド交通は予約状況に応じまして、予約者の出発地、目的地をつなぐ最短ルートを実行しまして、利用予定のないバス停には運行しません。このため、運行距離、運行時間ともに、利用に必要な最小限のものになるとともに、柔軟な運行が可能になります。5段目の「バス停」の設置につきましても、現在のコミュニティバスでは、バス停に必ず停車するために設置には限界がありますが、デマンド交通では予約に応じて停車するため、現在よりもきめ細かな設置が可能になると思われます。その運行ルートの設定に関しましては、次の4ページの上の図をご参照下さい。左図が従来の定時定路線型のコミュニティバスの運行を表しております。青色と緑色の、2系統のバスの運行を想定しますと、このような場合におきましては、利用者の有無に関係なく、決められた、そのルート上の全てのバス停を通過するルートの運行を行うこととなります。そのために、乗降に必要な区間の運行が生じまして、「空気を運ぶ」などと言われるような非効率的な運行をする場合

がでてまいります。右図では、デマンド交通の運行を表しております。デマンド交通は、乗車、降車の予約のあるバス停のみを運行することになりますので、人型のイラスト乗車予定のあるバス停を結ぶ、赤色のルートでデマンド交通が運行することになります。必要最小限のバス停を運行しますので、運行の効率化が図れます。

3ページの比較表に戻っていただきまして、6段目「運行時間」につきましては、デマンド交通では、現在のような運行ダイヤのようなものではなく、予約状況に応じた時刻に運行することができます。なお、予約のしやすさから、目安の出発時刻を定めている自治体もあるようでございます。使用する車両につきましては、一般に10人乗り以下のワゴンなどが先進地では多く使用されているようでございます。デマンド交通の運行区域につきましては、一般的には大字単位等の地区が基本とされておりまして、道路運送法の許可を得た地域内での運行を行うこととなります。

以上、デマンド交通の説明をいたしました。この運行につきましては、地区間の移動など長距離の移動や大量輸送については不向きともいわれておりますが、日々変わります利用者の希望に応じた柔軟な運行ができるといわれておりまして、地区内での移動に対しては有効な手法と考えられております。次のページ、4ページの下図には、デマンド交通を導入している自治体の一部を掲載しております。デマンド交通には様々な形態がございますが、すでに全国で50以上の自治体が導入されており、本市が想定しているような形態は、福岡県下では八女市のみが導入されている状況です。幹線バスにつきましては、1日の利用者が10人以上の利用の多いバス停や、公民館・福祉施設などの公共施設、商業施設、医療施設、交通結節点などの主要施設のみを運行するバスでございます。この幹線バスは、現在のコミュニティバスと同様に定時定路線型のバスを想定しておりまして、地域拠点などの地区間の移動手法として有効な手法であると考えております。

次に、5ページに、デマンド交通と幹線バスの併用方式による、交通体系のイメージ図を記載しております。中心地区周辺のA、B、C、Dの各地区内において、赤色の矢印で示しておりますデマンド交通によりまして、居住地から他の居住地、地域拠点、同じ地区内の大規模商業施設や病院への移動を行っていただく。白抜き矢印で示していますが、民間路線バスが運行しているところは、それにより地区間の移動を行っていただき、新たに設置します幹線バスにつきましては、民間路線バスとの重複を避けて、民間路線を補完する形で、中心地区とAからD地区間や、AからDのそれぞれの地区間の移動を支援するように考えております。このように2種類のバスを併用することにより、市民ニーズに応じた交通分担が図られ、結果として、サービスの向上や、運行の効率化が図られる事が期待できるものと考えております。今後は、今回の結果を踏まえまして、バスの運行区域、運行内容、運賃等の具体的な検討、市民の方々への説明・意見収集等を進めていきたいと考えております。

以上、「平成24年度コミュニティバス運行計画」につきまして、説明を終わります。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

明石委員

非常に申し訳ありませんが、デマンドという意味をまず教えてください。

総合政策課長

デマンドとは市民の要求に応じたということでございます。市民の要求に応じました交通システムのことです。

明石委員

横文字がいつも多いんで、お年寄りなんか利用されることが多いもので、なんとかわかりやすい文で、ちょっと長くなるかもしれませんがぜひお願いいたします。何だろうかというのが、まず第1だと思います。それから総務委員会としては8月3日からですか、これに対

しての研修を行います。その後、いろんな問題点とかそういうものが、いま資料を渡されただけで、ぱっと見てぱっと判断しなさいと、そういう能力もありませんもんで、よく見て今後こういうふうに直したらいいんじゃないかとか、こういう要望があるんじゃないかとか、地域によっては多少違うと思うんですよね。山の中と都会とではですね。そういうことの要望を聞いていただくようなことができるものなのかどうか、議会としてですね。

総合政策課長

市民からの意見ということにつきましては、地域公共交通協議会の中にも地区から出ていただいた委員もいらっしゃいますし、また一般質問でも答弁いたしました。アンケート調査等も実施するような方向でいま検討しております。

明石委員

せっかく細かくバスを運行しようということですから、細かく住民の方の意見を聞くこと、それから委員の方はほとんど免許書を持っている方でしょう。というのは、免許書を持っていないこれを利用する人たちの意見を本来ならば聞かなければ意味がないと僕は思っているんです。ぜひそういう説明会をどのようにされるのか、ほんとに大変と思いますけど小さな地区で集まっていたら説明をすることも、もし可能ならしていただきたいと思います。これは要望です。

委員長

ほかに質疑はありませんか。

永末委員

今回デマンド交通を取り入れられることを検討されておりますけども、従前のコミュニティバスに対する不備な点がありまして、今回デマンド交通という流れになっていると思うんですけど、実際どういった点でコミュニティバスに問題があるというふうにとらえられておりますでしょうか。

総合政策課長

いま3年目の実証運行を行っているところでございますが、これまでに寄せられた色々な苦情・要望等につきましては、本数が少ないとか、便利が悪い、バス停が少ない、あるいは土日の運行がないとか言うさまざまなことがございます。その中でも、先ほども申し上げましたが空のバスで走っている、無駄が非常に多いと。これは利用されている方からの要望といえますか意見もございます。そのような意見・要望を踏まえまして、いろいろ検討しました結果、デマンド、プラス幹線バスの併用方式が最適な方法ではないか、本市にとって最適な方法ではないかということで検討してまいっております。

永末委員

デマンド交通のほうに移行を考えてらっしゃいますけども、実際、実施自治体のほうが先ほど表のほうで出てきましたけれども、50何自治体ですかね、そちらの実施自治体の住民のデマンド交通を受けることによる評価というのはどんな感じでしょうか。

総合政策課長

先進地の事例をお聞きいたしますと、まずこういうデマンド方式に切り替えられたとかいう場合には、やはり周知にも若干時間がかかりますので、最初は利用者の方が減少する傾向にあるというふうなことでございます。ただし、やはり利用につきましては、タクシーとコミバスの併用という形になりますので、利用者のほうは徐々にふえていっているという状況だと聞いております。

永末委員

市の方としては、それでコミュニティバスよりもデマンド交通に変えたほうが、やはり住民の満足度が上がるという意味合いで今回取り入れようというふうな感じですか。わかりました。私ども委員会のほうもデマンド交通のほう勉強させていただきますので、今後ともしっかりと

取り組んでいきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

委員長

ほかに質疑はありませんか

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「飯塚市中心市街地活性化の取り組みについて」報告を求めます。

中心市街地活性化推進課長。

6月3日の総務委員会以降の中心市街地活性化の主な取組につきまして、ご報告いたします。6月14日に内閣府の地域活性化統合事務局及び経済産業省の中心市街地活性化室を訪問し、基本計画素案の説明をいたしました。それぞれの担当者からは、菰田地区の活性化事業の充実、飯塚の魅力を重層的に組み立てて計画の厚みを出すこと、商業の活性化についても基本方針に追記すること、中心市街地活性化に向けて課題となっている案件があれば、その活用事業を盛り込むこと、商業活性化事業はまとまりが出るよう整理することなど、いろいろとご指摘をいただいております。そこで、これらの指摘事項を踏まえ、基本計画案につきましては、少し修正をしていきたいと考えております。

次に、市民への周知の件であります。6月24日に飯塚市自治会連合会理事会で基本計画素案の説明を行うとともに、市報7月号に取組状況を掲載しております。6月25日及び26日には、まちづくり団体主催のもと中心市街地活性化検討会議のメンバーと地元の方々に中心市街地内の街歩きを実施し、気運の醸成も図られてきております。

今後の当面のスケジュールであります。中心市街地を「健康を実感する場」として再生していくための取組の一環として、健康をこれからのまちづくり政策の中核に据え、自治体間の連携によって推進していこうとする首長の研究会が、スマート・ウェルネス・シティ首長研究会と言いますが、7月15日に開かれますので、この研究会に加入し、参加することにしております。また、7月25日には飯塚本町火災跡地及び周辺整備に係る勉強会を開催いたします。また、7月26日には先ほど申し上げましたように飯塚商工会議所及び飯塚都市開発株式会社が設置者となる飯塚市中心市街地活性化協議会が発足いたします。構成員につきましては、資料として提出しておりますので、詳細な説明は省略させていただきます。

最後になりますが、中心市街地活性化の取組を今後、市民をはじめ関係者の方々に周知していくため、基本計画素案の概要版を作成いたしました。資料として提出しておりますが、説明は省略させていただきます。

以上、簡単ではございますが、報告を終わります。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「固定資産評価審査決定取消請求事件について」、報告を求めます。

総務課長。

固定資産評価審査決定取消請求事件について報告いたします。なお、固定資産評価審査委員会の業務につきましては、課税担当主幹部署とは別にすると観点から総務課にて所管しておりますので、事前に報告致しておきます。資料はございません。

本件は、平成22年1月1日時点の所有者より、賦課基準日において所有していた土地の平成22年度固定資産評価額を不服として、平成22年5月17付けで、飯塚市固定資産評価審査委員会に対し、審査請求がなされ、平成22年12月14日付けで審査申し出を棄却する決定処分を行っております。今回、平成23年6月7日付けで、請求申立人より、当該決定を不服とし、当該固定資産評価審査決定取消請求事件訴訟が提起され、平成23年6月13日付け

で、福岡地方裁判所より訴状が送付されておりますので、争うこととしております。請求の内容としましては、当該土地を固定資産評価額以下の価格で売買取得していることから、「適正な時価」と定義されている固定資産税の価格からして、当該物件評価は「適正な時価」とは言えず、違法である。2点目といたしまして、当該地は3,000平米を超える広大地であるにもかかわらず、広大地補正が行われておらず、「適正な時価」を上回っており、違法であるとするものであります。昨日の7月4日付けで裁判所のほうに答弁書を提出し、7月11日に口頭弁論の予定となっております。以上簡単ですが、説明を終わります。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「平成23年度職員採用試験について」、報告を求めます。

人事課長

それでは、平成23年度職員採用試験に関します事務の状況につきまして、ご報告をさせていただきます。飯塚市職員採用試験につきましては、来年度の組織機構及び本年度の職種ごとの退職者の状況等を分析いたしまして、行財政改革実施計画第1次改訂版との整合性を図りながら、現在、実施の方向で事務を進めているところでございます。今後、試験委員会を設置いたしまして、採用職種、採用予定数、試験内容や日程等の詳細につきまして検討してまいることとしております。以上簡単でございますけれども、採用試験の事務の状況につきまして、報告を終わらせていただきます。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「入札制度について」、報告を求めます。

契約課長。

今回、報告をさせていただきます入札制度の一部改正につきましては、変動型最低制限価格方式の調整率の改正について、お手元に配布しております資料によりご説明いたします。

変動型最低制限価格方式は、実際の入札価格に基づいて算出した額を最低制限価格に設定する方式で、公正な競争を阻害するおそれのある過度に低価な入札を排除、施工の質の低下を防止することを目的といたしまして、昨年10月から試行として取り入れております。導入してから7件の入札を執行しておりますが、直近の3件の入札状況をみてみますと落札率が70%前後に集中しております。これは、応札者の積算の結果だとは思いますが、これ以上の低い落札はダンピングなどの恐れがありますことから、調整率の改正を行うものでございます。

資料の2ページをお願いします。この資料につきましては、算定例を記載したものです。左側は現行制度で入札を行った場合の落札決定の資料です。右側は、改正後の制度で入札を行った場合の落札決定の資料です。現行制度、左側の資料ですが、入札金額が最も低い業者が予定価格に対しまして、この表でいきますと落札率は記載いたしておりませんが、1位の業者でございますが73.52%で落札となりますが、改正後につきましては、第5位の業者が82.35%で落札となりまして、落札率は8.83%上昇する結果となります。

実際に行われた入札結果をもとにご説明をいたします。資料の3ページをお願いします。この資料は今までの7件の執行状況ですが、この7件の実績に調整率を単純に現行の90%から100%にした場合の比較資料です。現在の調整率90%の平均落札率が76.81%ですが、調整率を改正後の100%とした場合は84.77%となり、7.96%落札率が上昇することとなります。これによりまして、低い落札率に一定の歯止めがかかるものと考えております。

この調整率の適用につきましては、一定の告知期間を設けまして、7月15日告示分から適用したいと考えております。また、調整率の運用期間につきましては、試行期間中でありますことから適用後の落札状況の推移を見守ってまいりたいと考えております。以上、報告を終わります。

委員長

報告が終わりまりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「仕組債の運用状況について」報告を求めます。

財政課長

本市の基金の運用状況につきましては、決算の認定についてご審議いただく中でご報告、ご説明をいたしておりましたが、今回その運用方法の1つとして取り組んでおります仕組債の一部が早期償還、元本が償還されましたので、その状況についてご報告するものでございます。提出しております資料のほうで説明させていただきます。

資料には本市で購入しております3件の仕組み債の内容やこれまでに受け取った利金、利払い金でございますが、その内容などについて記載をいたしております。表の左側に書いております一番上が参照為替ですね、豪ドルが1つ、米ドル建てが2本になります。その下の段に購入額を記載しております。その4つ下になります。早期償還の条件、元本が戻ってくる条件について各仕組み債について記載をいたしております。四段下には変動利率、これは受け取りの利金が発生する条件について記載をいたしております。一番下のほうには本年6月までの受け取り利金の実績について記載をさせていただきます。

このうち左端に記載しております豪ドル建て5億円の仕組債につきまして、本年6月に利金判定日の為替レートが86.255円で上限の83.65円を上回りまして、なおかつ上限利率4.5%の半期分1125万円の利金が発生いたしております。これにより、表の一番下の欄に記載しておりますが、利金の合計額が4808万7500円となりまして、早期償還条件、元本が戻ってくる条件である額面の9%に当たる4500万円、これを超えましたので利払い日の6月21日に利金の1125万円とあわせまして元本の合計が償還をされております。ただ、真ん中の列と右端の列に記載しております米ドル建て10億円の仕組債の2件につきましては、いずれも6月の利金判定日の為替レートが1つは107.51円、もう1つが95.91円でございますので、これに達しませんでしたので、この2件につきましては利金は発生いたしませんでした。以上、簡単ですがご報告をさせていただきます。

委員長

報告が終わりまりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、閉会中の特別付託事件について、守光委員の発言を許します。

守光委員

当委員会として「コミュニティバスの運営について」を閉会中の継続審査事件として付託していただきたいと思っておりますので、委員長においてお取り計らいいただきますようお願いいたします。

委員長

ただ今、守光委員から「コミュニティバスの運用について」、特別付託の申し出がっております。おはかりいたします。本件を閉会中の継続審査事件とし、調査終了まで付託を受けたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本委員会として、「コミュニティバスの運用について」を閉会中の継続審査事件とし、調査終了まで付託を受けることに決定いたしました。なお、本件については、会議規則第98条の規定に基づき、議長に申し出をいたしますので、ご了承願います。

以上をもちまして、総務委員会を閉会いたします。